

教育訓練給付の電子申請が誰でも可能になります！

2024年2月1日以降の支給申請と受給資格確認の申請については、全て**電子、郵送または代理人申請を可能**とします。以下に記した提出書類「チェックリスト」のご活用をお願いします。

これまで、教育訓練給付（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）における支給申請と受給資格確認の申請については、疾病または負傷等その他やむを得ない理由がある場合に限り、電子、郵送または代理人申請を認めていましたが、このたび、この取り扱いを見直しました。

※ 電子申請は「e-Gov電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)」から可能です。なお、電子申請での個人の電子署名は不要です。



① 一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金の支給申請の提出書類

教育訓練給付金支給申請書 ※1参照

以下は添付書類

教育訓練修了証明書（電子申請の場合はスキャナ読み込み、スマホの撮影データ（以下「画像データ」）可）

領収書（電子申請の場合は画像データ可） ※2参照

キャリアコンサルティングの費用に係る領収書、キャリアコンサルティング実施証明書（電子申請の場合は画像データ可）、キャリアコンサルティングの記録（写し。電子申請の場合は画像データ可） ※3参照

本人・住居確認書類（電子申請の場合は画像データ可。郵送または代理人申請の場合は写し） ※4参照

マイナンバー確認書類（電子申請の場合は画像データ可。郵送または代理人申請の場合は写し） ※5参照

身元（実在）確認書類（電子申請の場合は画像データ可。郵送または代理人申請の場合は写し） ※6参照

返還金明細書（電子申請の場合は画像データ可） ※7参照

払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（電子申請の場合は画像データ可。郵送または代理人申請の場合は写し）

教育訓練経費等確認書（原則必須。ただし、ハローワークへ来所の上、一般教育訓練給付金の支給申請を行う場合であって通信制以外の教育訓練を受ける場合は提出不要。電子申請の場合は画像データ可） ※8参照

受給資格確認通知書（電子申請の場合は画像データ可） ※9参照

特定一般教育訓練給付受給時報告書（電子申請の場合は画像データ可） ※8、10参照

委任状（電子申請の場合は画像データ可） ※11参照

※1 教育訓練の受講修了後、指定教育訓練実施者が配布します。記載に当たっては「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」は必ずお読みください。

※2 クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書。

※3 キャリアコンサルティングの費用の支給を申請する場合があります。

※4 運転免許証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（写真付き）のいずれか1種類です。

これがない場合は、国民健康保険被保険者証もしくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署から発行・発給された身分証明書もしくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。

※5 マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです。郵送の場合は、書留等の記録付き郵便により、上記書類をお送りください。

※6 運転免許証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（写真付き）のいずれかです。

※7 領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に、指定教育訓練実施者が発行します。

※8 裏面の「各種様式はこちらからダウンロードできます」から様式をダウンロードできます。

※9 特定一般教育訓練のみ。受給資格確認時にハローワークでお渡しします。

※10 特定一般教育訓練のみ。

※11 代理人申請の場合のみ。

② 特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の受講前の提出書類（受給資格確認）

教育訓練支援給付金の受給資格確認を行う場合は、申請者の住所を管轄するハローワークに申請者本人が来所して申請を行ってください。

教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票 ※8参照

以下は添付書類

ジョブ・カード（訓練前キャリア・コンサルティングの発行から1年以内のもの。写し。電子申請の場合は画像データ可）

本人・住居所確認書類（電子申請の場合は画像データ可。郵送または代理人申請の場合は写し） ※4参照

マイナンバー確認書類（電子申請の場合は画像データ可。郵送または代理人申請の場合は写し） ※5参照

身元（実在）確認書類（電子申請の場合は画像データ可。郵送または代理人申請の場合は写し） ※6参照

払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（電子申請の場合は画像データ可。郵送または代理人申請の場合は写し）

写真2枚（6か月以内の写真、正面上三分身、縦3.0cm×横2.4cm。原本。電子申請の場合も写真2枚は郵送提出が必要。ただし、支給申請の際にマイナンバーカードを提示する場合は不要） ※12参照

専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告（電子申請の場合は画像データ可） ※8参照

委任状（電子申請の場合は画像データ可） ※11参照

③ 専門実践教育訓練給付金の支給申請の提出書類

教育訓練給付金支給申請書

※1参照。なお、受講中または受講修了後の支給申請書と受講修了後資格取得等を行った場合の追加給付の支給申請書は異なりますのでご注意ください。

以下は添付書類

教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証（電子申請の場合は画像データ可） ※13参照

受講証明書または専門実践教育訓練修了証明書（電子申請の場合は画像データ可）

領収書（電子申請の場合は画像データ可） ※2参照

返還金明細書（電子申請の場合は画像データ可） ※7参照

教育訓練経費等確認書（電子申請の場合は画像データ可） ※8参照

専門実践教育訓練給付最終受給時報告（電子申請の場合は画像データ可） ※8、14参照

専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告（電子申請の場合は画像データ可） ※8、15参照

資格取得等を証明する書類（写し。電子申請の場合は画像データ可） ※15参照

委任状（電子申請の場合は画像データ可） ※11参照

※12 専門実践教育訓練給付金の場合に限ります。

※13 ②の受給資格確認の手続き後にハローワークから交付されます。また、ただし、②の受給資格確認の際に写真の提出を省略した方はマイナンバーカード表面の提示（電子申請の場合は画像データ可、郵送または代理人申請の場合は写し）が必要です。

※14 最後の支給単位期間について給付を受けようとする場合に必要です。

※15 専門実践教育訓練修了後、資格取得等を行った場合の追加給付を受けようとする場合に必要です。

各種様式はこちらからダウンロードできます

【ハローワークインターネットサービス】

ハローワークインターネットサービス（トップ） > 仕事をお探しの方へのサービスのご案内
> 雇用保険手続きのご案内 > 教育訓練給付

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

